

# 第54回 採石業務管理者試験実施要領

福島県

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第54回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

- 1 試験の種類 採石業務管理者試験
- 2 試験の日時 令和7年10月10日（金）午前10時～正午
- 3 試験の場所 ラコパふくしま 5階 大会議室 ABC（福島市仲間町4-8）
- 4 受験願書等受付期間 令和7年8月8日（金）から令和7年9月9日（火）まで  
（※郵送の場合は令和7年9月9日消印有効）

## 5 受験願書等の提出方法及び提出先

### (1) 提出方法

郵送(※)又は持参

※ 郵送の場合、封筒（A4版大）の表面に「採石業務管理者試験」と朱書きし、「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」によること。

### (2) 提出先

① 県北地方振興局 〒960-8670	企画商工部 地域づくり・商工労政課 福島市杉妻町2-16	（県庁北庁舎） （電話024-521-2658）
② 県中地方振興局 〒963-8540	企画商工部 地域づくり・商工労政課 郡山市麓山1丁目1-1	（県郡山合同庁舎） （電話024-935-1292）
③ 県南地方振興局 〒961-0971	企画商工部 地域づくり・商工労政課 白河市昭和町269	（県白河合同庁舎） （電話0248-23-1546）
④ 会津地方振興局 〒965-8501	企画商工部 地域づくり・商工労政課 会津若松市追手町7-5	（県会津若松合同庁舎） （電話0242-29-5292）
⑤ 南会津地方振興局 〒967-0004	企画商工部 地域づくり・商工労政課 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	（県南会津合同庁舎） （電話0241-62-5207）
⑥ 相双地方振興局 〒975-0031	企画商工部 地域づくり・商工労政課 南相馬市原町区錦町1-30	（県南相馬合同庁舎） （電話0244-26-1117）
⑦ いわき地方振興局 〒970-8026	企画商工部 地域づくり・商工労政課 いわき市平字梅本15	（県いわき合同庁舎） （電話0246-24-6007）

## 6 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

## 7 受験願書等の提出書類

申し込みに必要な用紙類は「5 受験願書等提出先」に掲げる各地方振興局の窓口で配付するほか、インターネットにより様式をダウンロードすることができる。

※ 商工労働部企業立地課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/54shiken.html>

### (1) 受験願書

- ・ 写真を貼付すること。大きさは「縦6.0cm×横4.0cm」とし、受験願書の提出前6か月以内に撮影した無背景の正面上半身像とすること。
- ・ 写真の裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

### (2) 受験票

- ・ 「住所」、「氏名」欄（氏名については表面・裏面の両方）は必ず記入すること。
- ・ 「受験番号」欄は何も記入しないこと。
- ・ 窓口で交付を受けた用紙により申し込みを行うときは、必要事項を記入の上、85円分の切手を貼付すること。
- ・ インターネットから取得した様式により申し込みを行うときは、電子データからA4版大で印刷し、点線に沿って切り取ったものを郵便局等で購入した85円の通常はがき又は85円分の切手を貼付した任意のはがき（通常はがきサイズ（100mm×148mm）に限る）を台紙として使用し、表面と裏面にそれぞれ必要事項を記入した用紙を貼り付けること。
- ・ 申し込みを受け付けたものについては郵便により返送するが、試験日の前々日までに届かない場合は、商工労働部企業立地課（電話：024-521-7882）まで連絡すること。

## 8 受験手数料

8,100円とし、受験願書の上欄に受験手数料相当金額の福島県収入証紙を貼付し納入すること（消印はしないこと）。

なお、受理したものについて受験手数料は返還しない。

## 9 その他

- (1) 試験の詳細については、商工労働部企業立地課又は各地方振興局に問い合わせること。  
郵送により照会する場合は、宛先明記の110円切手を貼った返信用封筒又は85円切手を貼った返信用はがきを必ず同封すること。
- (2) 合格発表は、令和7年10月31日（金）午後1時以降に福島県企業立地課のホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に対し郵送にて通知する。また、電話による問い合わせは同年10月31日（金）午後1時以降、商工労働部企業立地課で受け付ける。